

・ 公定価格・利用者負担

公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

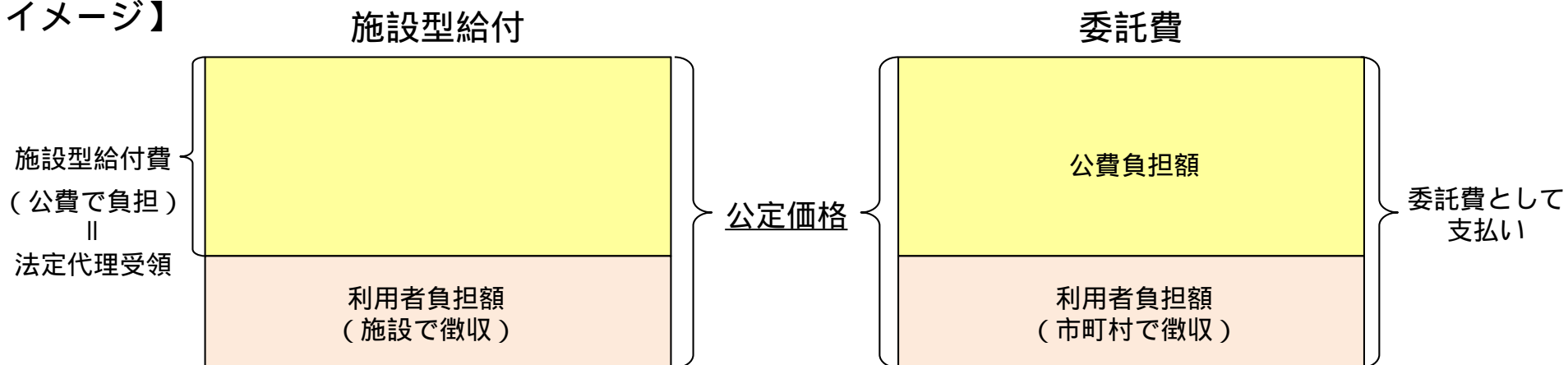
（子ども・子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



公定価格の骨格（全体イメージ）

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。

本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

赤字下線部分は「質の向上」による事項

< 教育標準時間（1号）認定 >

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/ 100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

事務職員(2日分)追加

< 保育標準時間・短時間（2号・3号）認定 >

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間: 保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

研修代替要員費を追加

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

従前水準ベース

基本額

- 人件費 【教諭の配置基準】
- | | |
|-------|------|
| 4歳以上児 | 30:1 |
| 3歳児 | 20:1 |
- 園長
 - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
- 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
- 教材費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
- 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- 満3歳児()の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
- <事業の実施状況に応じて加算>
- 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費加算
- <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
- 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算
- 等

加算により対応するもの

- 主に人件費
- 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
- 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

従前水準ベース

基本額

- 人件費 【保育士の配置基準】
- | | |
|-------|------|
| 4歳以上児 | 30:1 |
| 3歳児 | 20:1 |
| 1・2歳児 | 6:1 |
| 0歳児 | 3:1 |
- 保育士
 - 調理員
 - 非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
- 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
- 給食材料費、保育材料費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
- ρ 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - ρ 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- 所長設置加算
 - 事務職員雇上費加算
 - 主任保育士専任加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
 - 入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
- < 事業の実施状況に応じて加算 >
 - 施設機能強化推進費
 - < 保育所等の所在地域に応じて加算 >
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
- ρ 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
 - ρ 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - ρ 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - ρ 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - ρ 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
- ρ 減価償却費、賃借料等への対応
 - ρ 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - ρ 第三者評価の受審費用

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合 等

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

事務職員(2日分)追加(共通)

主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+ __ % (加算率・ <u>3%充実</u>)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

●青字: 幼稚園と共通の項目

●赤字: 保育所と共通の項目

●黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

〇人件費

- 園長
- 保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- 調理員、学校職員
- 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

〇管理費

- 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

〇事業費

- 給食材料費、教材費等

加算額

〇主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- 満3歳児()の教諭配置加算(6:1)
- 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- チーム保育加配加算
- 通園送迎、給食実施加算
- 夜間保育加算
- 入所児童処遇特別加算
- 処遇改善等加算

〇主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- 施設機能強化推進費

<所在地域に応じて加算>

- 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

〇常態的に土曜日閉所する場合

〇配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

〇人件費

- p 保育認定の2区分に応じた対応
- 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

p 研修の充実

- 研修機会確保のための代替要員費を追加

p 地域の子育て支援・療育支援

- 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
- 子育て支援に係る事務経費

認定こども園では実施義務

p 事務負担への対応

- 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

〇主に人件費

- p 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1 15:1)
- p 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
- p 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- p 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
- p 栄養士の配置(嘱託)

〇主に管理費

- p 減価償却費、賃借料等への対応
- p 小学校との接続改善(保幼小連携)
- p 第三者評価の受審費用

公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

事業所内保育事業: 8区分、小規模型保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育: なし

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

< 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定 >

赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注: 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

研修代替要員費を追加(加算による対応もあり)

主な加算(例)

保育士比率向上加算	円
障害児受入加算	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・3%充実)
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

< 参考 > 各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	居宅訪問型保育者
保育士	保育士、保育士以外の 保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		
1・2歳児 6:1 0歳児 3:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 補助者を置く場合は5:2	3:1 補助者を置く場合は5:2		1:1

家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - 家庭的保育者
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 資格保有者加算
 - 家庭的保育補助者加算
 - 処遇改善等加算
 - 家庭的保育支援加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 管理費
 - ρ家庭的保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ρ保育認定の2区分に応じた対応
 - 非常勤保育士(3時間)を追加
 - ρ研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - ρ職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - ρ連携施設に係る経費
 - 保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
 - ρ障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
 - ρ栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - ρ減価償却費、賃借料等への対応
 - ρ第三者評価の受審費用

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・管理者設置加算 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
 - ・保育士比率向上加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ρ 小規模保育の体制強化
 - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - ρ 保育認定の2区分に応じた対応 保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
 - ・非常勤保育士(3時間)を追加
 - ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - ρ 小規模保育の体制強化
 - ・連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ρ 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - ρ 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - ρ 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
 - ρ 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - ρ 減価償却費、賃借料等への対応
 - ρ 第三者評価の受審費用

事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

従業員枠については、地域枠の84%相当

〇人件費

- 保育従事者(保育士等)
- 調理員
- 非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

〇管理費

- 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

〇事業費

- 給食材料費、保育材料費等

加算額

〇主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- 管理者設置加算 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整(19名以下の場合)
- 保育士比率向上加算
- 夜間保育加算
- 処遇改善等加算

〇主に管理費

< 事業の実施状況に応じて加算 >

- 施設機能強化推進費

< 保育所等の所在地域に応じて加算 >

- 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

〇常態的に土曜日閉所する場合 〇給食を提供しない場合(経過措置)

〇連携施設を設定しない場合(経過措置)

等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

〇人件費

- ρ 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
 - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
- ρ 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育所又は小規模保育に準じて対応
- ρ 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加

〇管理費

- ρ 小規模保育の体制強化(19名以下のみ)
 - 連携施設に係る経費

加算により対応するもの

〇主に人件費

- ρ 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
- ρ 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- ρ 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
- ρ 栄養士の配置(嘱託)

〇主に管理費

- ρ 第三者評価の受審費用

居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・居宅訪問型保育者
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・資格保有者加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ρ 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - ρ 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
 - ρ 連携施設に係る経費
 - ・障害児施設等によるバックアップを受ける場合
 - ρ 第三者評価の受審費用

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

年齢別配置基準

4・5歳児 30 : 1
 3歳児 20 : 1 (15 : 1まで加算)
 満3歳児対応は6 : 1まで加算

園長(1人)

副園長・教頭(1人)

主幹教諭(1人)

教諭

学級編制調整(1人¹)

専任化代替教員1人³

³ 非常勤講師で可

満3歳児対応

チーム保育
(1~8人²)

¹ 利用定員36~300人の施設のみ

² 利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は5人、301~450人は6人、451人~は8人を上限

(障害児受け入れ施設)
 療育支援補助者⁴

⁴ 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

一時預かり対応

障害児対応

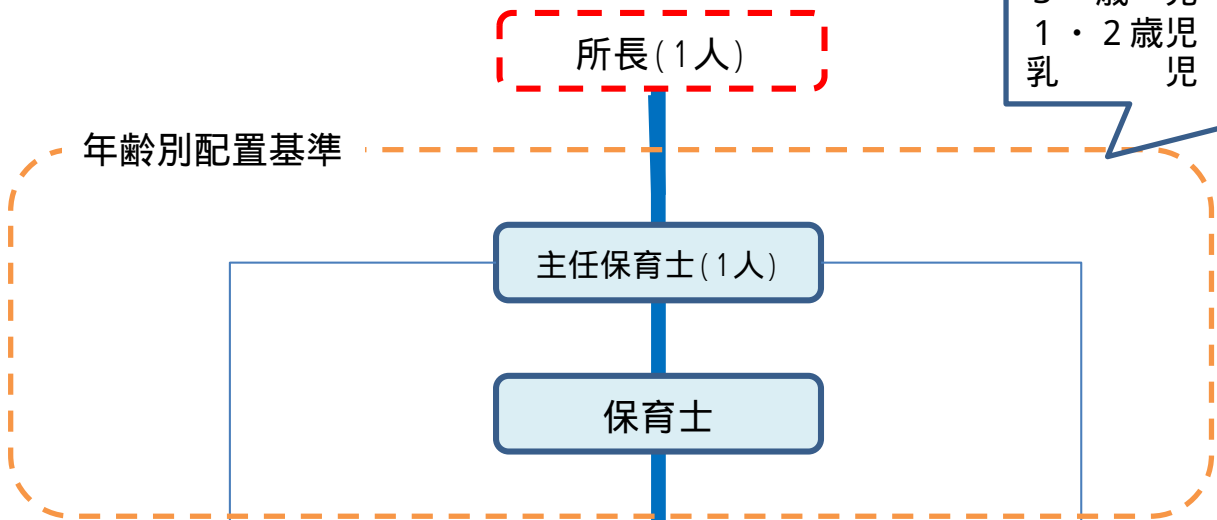
私学助成(幼稚園特別教育経費)

公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員⁴」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

専任化代替保育士1人

休日保育・夜間保育対応

(障害児受け入れ施設)
療育支援補助者³

- 1 利用定員90人以下の施設のみ
- 2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可
- 3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)
- 4 利用定員40人以下は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応

地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

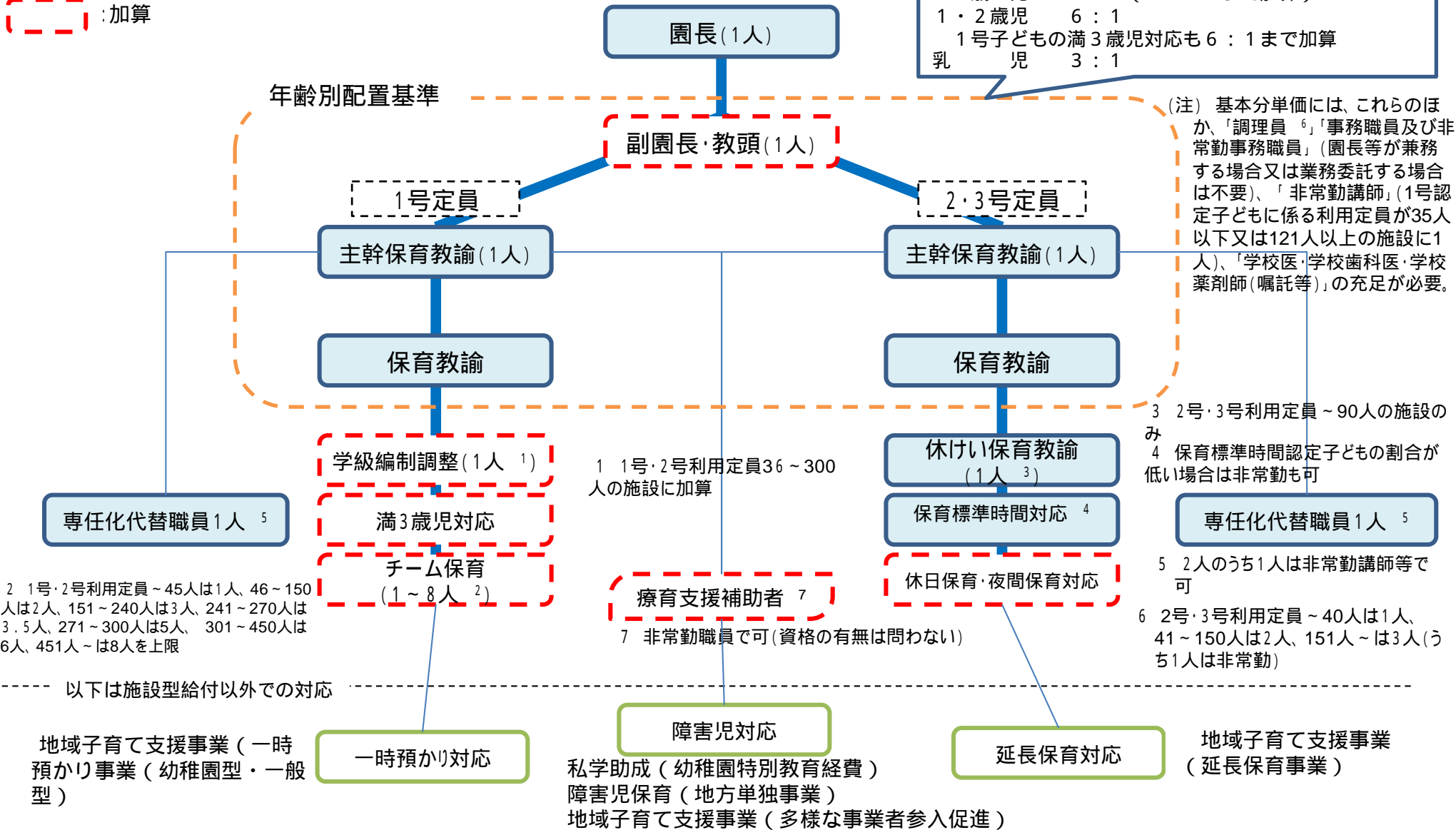
公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30	: 1
3歳児	20	: 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6	: 1
1号子どもの満3歳児対応も	6	: 1まで加算
乳児	3	: 1

年齢別配置基準



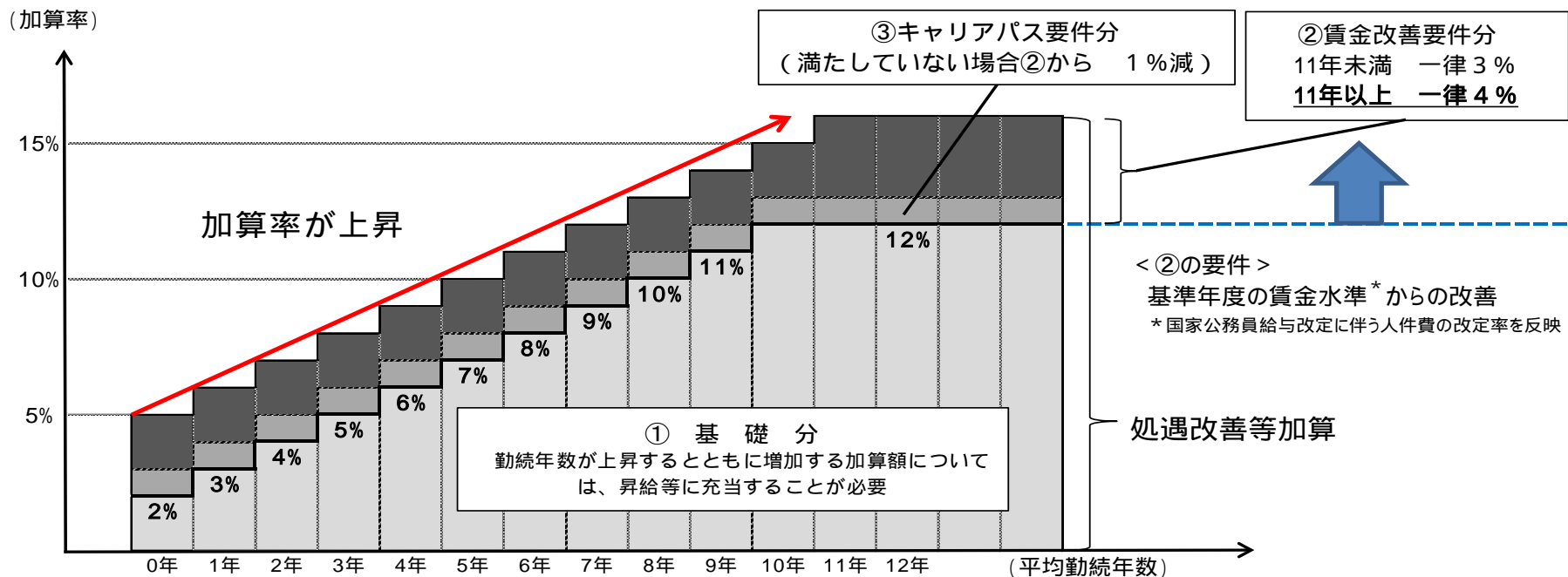
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(通知)の主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員（法人役員を除く）
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均勤続年数の算定	<p>現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での勤続年数も合算可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・ 社会福祉事業を行う施設・事業所 ・ 児童相談所における児童を一時保護する施設 ・ 認可外保育施設 ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、助産所
賃金改善要件	<p>基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること</p> <p>【基準年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度 ・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度 <p>賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出</p> <p>賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含んでいること</p> <p>（キャリアパス要件を満たさない場合は1%減）</p>
賃金改善の方法	<p>賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であること。</p> <p>賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。</p> <p>処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと。</p> <p>賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい。</p> <p>【賃金改善方法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善 ・ 定期昇給すべき号給の改善（定期昇給による昇給を1号給 2号給の昇給に改善） など

処遇改善等加算のイメージ

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員 1 人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定（2～12%）。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件（3%～4%）。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件（満たさない場合は1%減）。



平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。（平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。）
基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

「施設型給付費等にかかる処遇改善等加算について」の取り扱いについて」 主なポイント

平成27年8月28日付け事務連絡

1. 基本的考え方

賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要。

賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。

処遇改善等加算は、定期昇給の上乗せとして賃金改善を行うもの。

賃金改善の対象項目としては基本給とすることが望ましい。

賃金改善の起点となる賃金

= 「基準年度における水準を適用した場合の賃金総額」 + 「公定価格における人件費改定状況を踏まえた水準」

2. 賃金改善に係る留意事項

新設園等における基準年度の賃金総額の設定方法は、同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に行うこと。

処遇改善等加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増は、賃金改善総額に含めて差し支えない。

ただし、社会保険料率の変更に伴う事業主負担増は、賃金改善総額に含めてはならない。

3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方

国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を反映した賃金の総額。

4. 私学助成等を受けていた場合の特例の取扱い

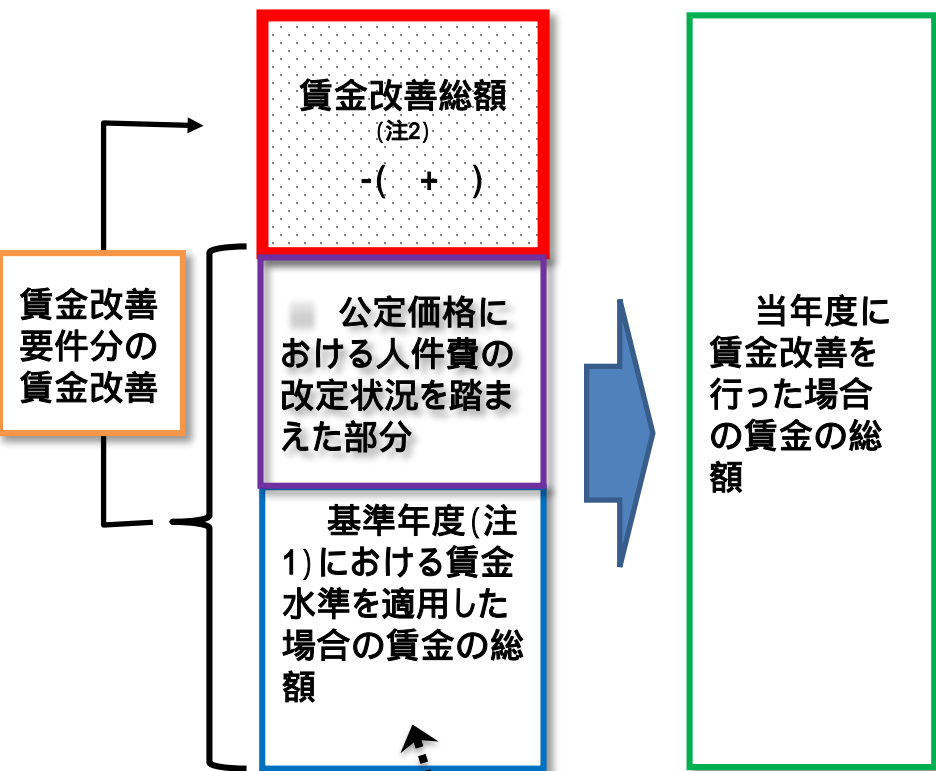
基準年度以前に私学助成を受けていた場合の特例の適用に際しては、基準年度における私学助成等による収入額に人件費の改定状況を踏まえた部分を加えた上で、公定価格による見込み額と比較する。

私学助成等を受けていた場合の収入額については収入額の一般補助及び保育料等で構成する。この場合の保育料等は、保育料や入園料等(特定負担額、実費徴収額、入園受入準備費等を除く)の保護者からの納付金とする。

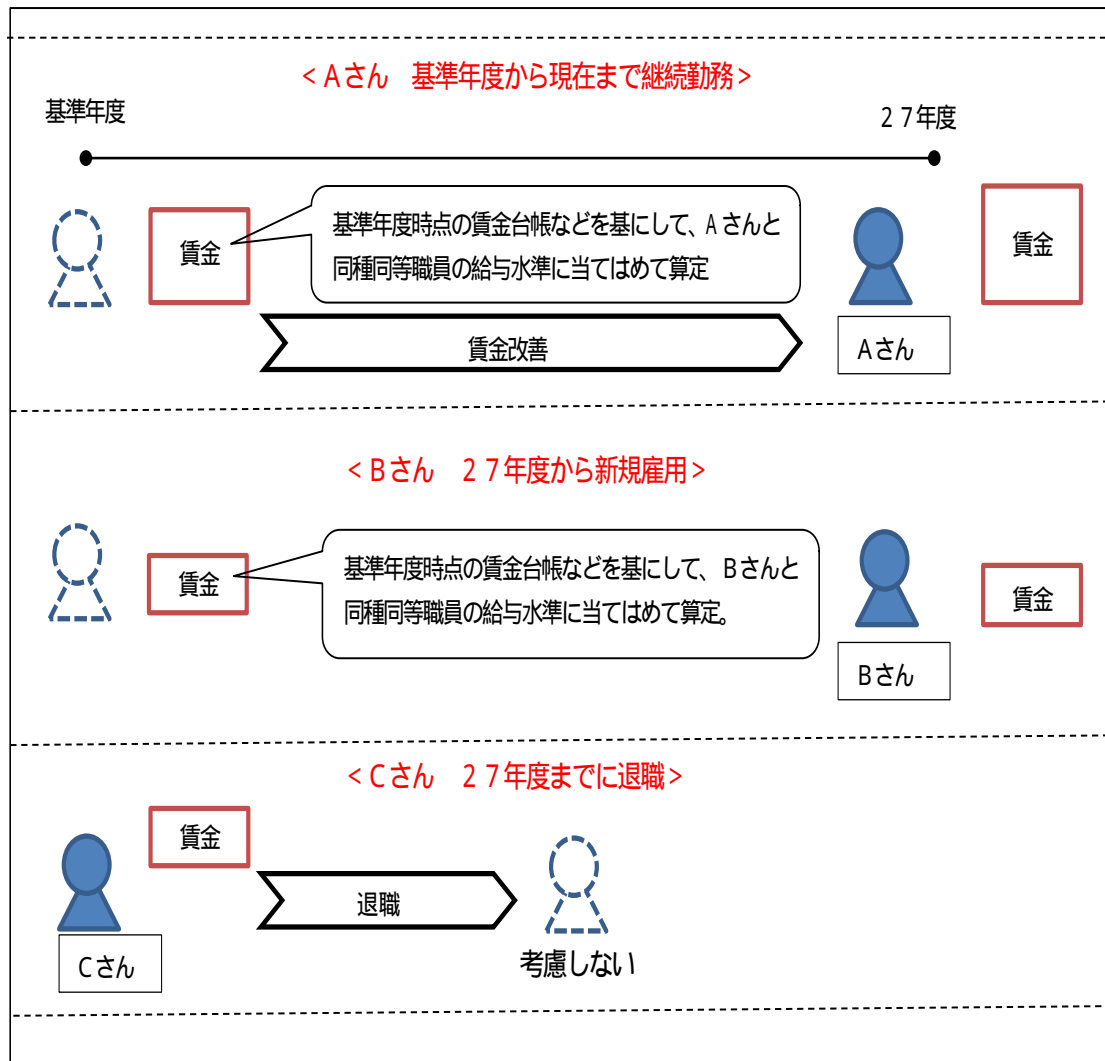
幼保連連携型認定こども園が私学助成等を受けていた場合の特例の適用については、私学助成等による収入額のほか、保育所運営費も含めて公定価格による見込み額を比較する額と比較を行うこととする。

賃金改善及び「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ図

(1) 賃金改善のイメージ図



(2) 「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ図



(注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。

a) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準

平成27年度に確認の効力が発生する場合は、平成26年度の賃金水準

又は

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準(保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金改善の部分を除く)

(注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とすることが必要。

処遇改善等加算の保育所における経過措置について

平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）については、26年度と27年度以降とで平均勤続年数に変更がない場合等、賃金改善（＝処遇改善）に充てなければならない加算率が27年度のほうが厳しくなるケースがある。

求める要件だけが厳しくならないよう、下図の丸枠に該当する平均勤続年数から外れるまでの間（例えば平均勤続年数4年～6年）、経過措置による賃金改善要件分率を適用することも出来るようにしている。

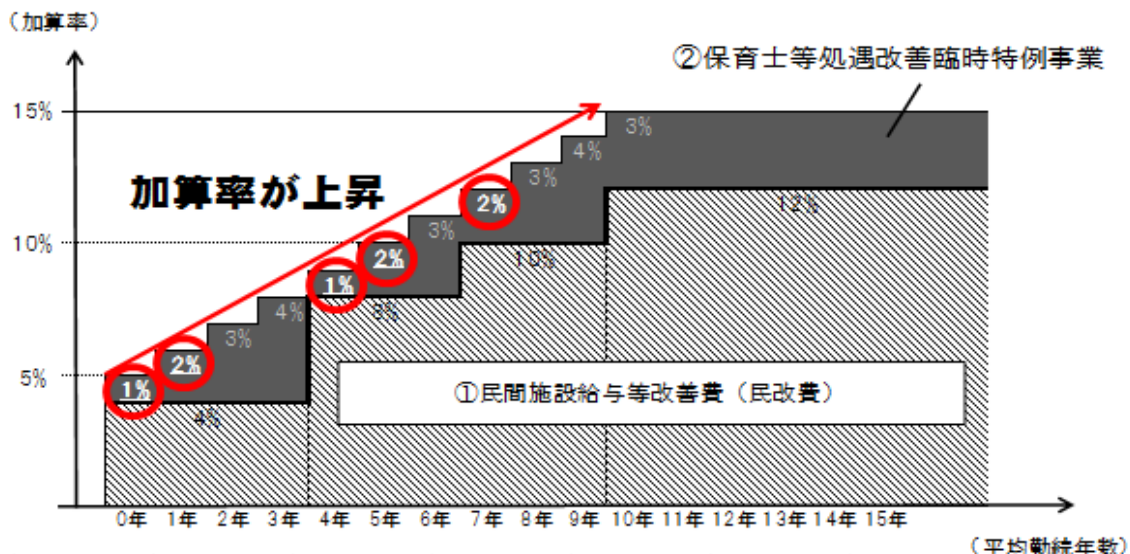
（例）平均勤続年数4年の場合

26年度・・・民改費（8%） + 処遇改善事業分（1%） = 9%

27年度・・・基礎分（6%） + 賃金改善要件分（3%） = 9%

経過措置適用後・・・基礎分（8%（+2%）） + 賃金改善要件分（1%（2%）） = 9%

○ 平成26年度における民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業



（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

平成26年度の平均勤続年数	職員1人当たりの平均勤続年数	賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	2%
	4年以上 6年未満	
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	2%
	2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	2%
	4年以上 5年未満	
	1年以上 2年未満	
1年以上 2年未満	1年未満	2%
	1年以上 2年未満	
1年未満	1年未満	1%

26年度の処遇改善事業分として1～2%の賃金改善であった平均勤続年数

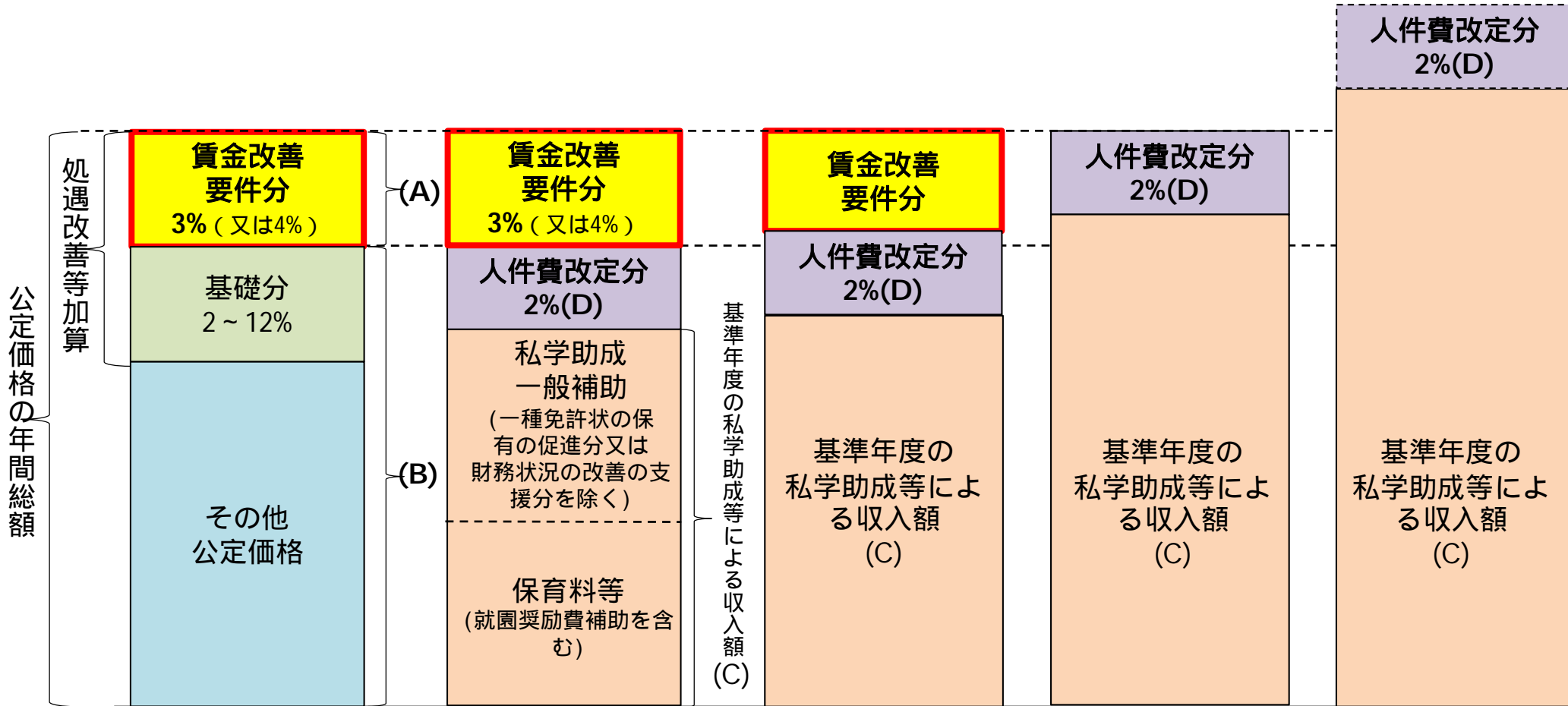
かつ

27年度以降の平均勤続年数で、仮に26年度の処遇改善事業であったら1～2%の賃金改善であった平均勤続年数

の場合、経過措置を適用することも可能。

平成26年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園・認定こども園に係る 処遇改善等加算の特例のイメージ図

幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園にも適用



基準年度 (= 平成26年度) の賃金水準に対する賃金改善所要額

【原則】
(A)

【特例】
(C) + (D) > (B)の場合
(A) + (B) - (C) - (D)

【特例】
(C) + (D) (A) + (B)の場合
基準年度の賃金水準の
維持・向上の努力義務

【特例】
(C) > (A) + (B)の場合
基準年度の賃金水準の
維持・向上の努力義務

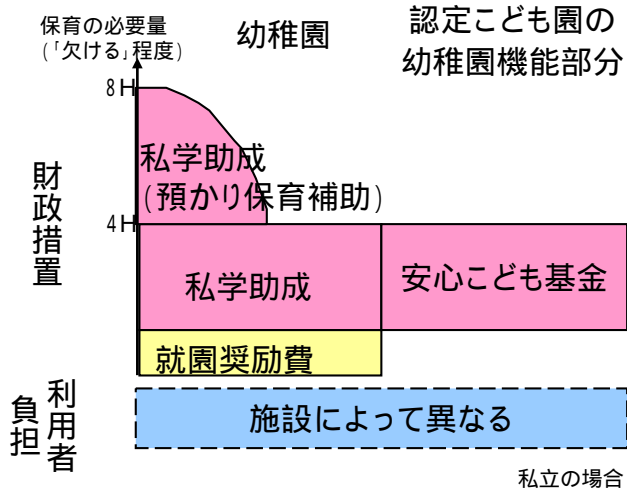
法人の役員である職員は対象外
賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額分を賃金改善要件分を含めることが可能。

施設型給付の構造

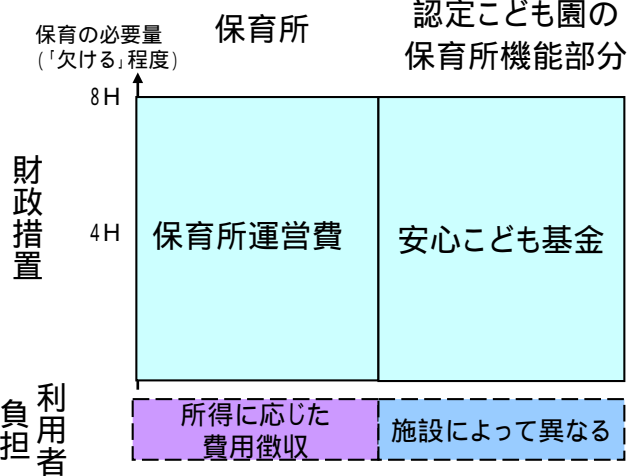
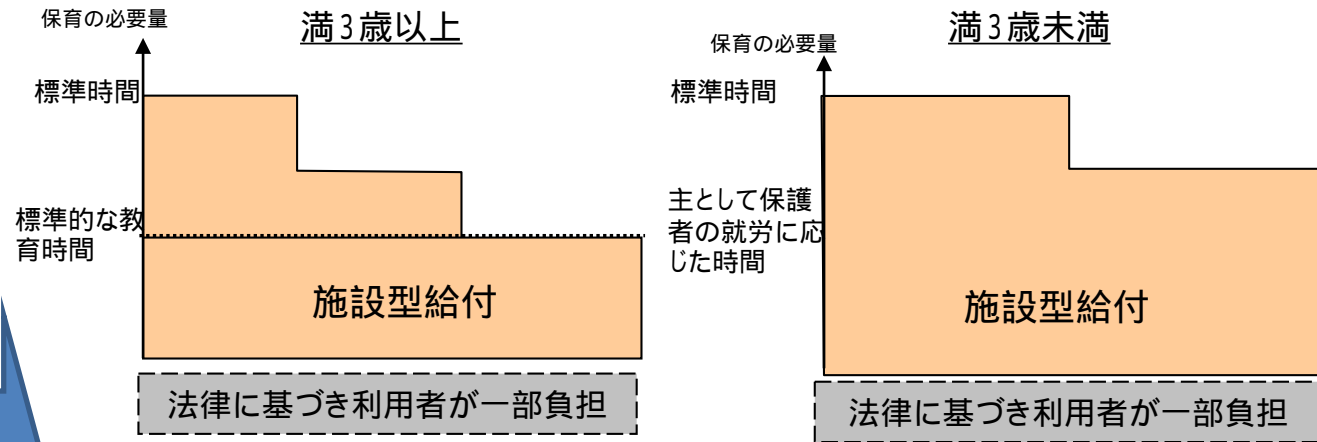
施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

< 新制度施行前 >



< 新制度施行後 >



給付に係る財政措置は次のとおり。

私立施設・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

公立施設・・・市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)

施設型給付には従前制度の公費に加え、消費税増収分等を財源として、公私ともに質向上等が図られる。

教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある(次ページ参照)

地域型保育給付については公私ともに国1/2、県1/4、市1/4。

私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。

新制度に移行しない幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続

上記の他、私立幼稚園に対しては特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」

「公定価格」(*1)

教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める額

「国庫負担対象額」

従前の私学助成の国庫負担額、保護者負担、所在地域等を勘案して国が設定した基準により算定した額
(公定価格に対する一定割合(*2)により設定)

各市町村に対し、国基準に基づく給付額基準の設定を要請

施設型給付費

(地方単独費用部分)

市町村負担 + 都道府県補助
(市町村:都道府県 = 1:1)

施設型給付費

(全国统一費用部分)

国:都道府県:市町村 = 2:1:1

利用者負担額

(応能負担)

「施設型給付」

全国统一費用部分・地方単独費用部分を一括して支給

市町村から代理受領

「利用者負担額」

国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額

(参考)

保育認定(2号認定・3号認定)の子ども

施設型給付費

国:都道府県:市町村 = 2:1:1

利用者負担額

(応能負担)

「公定価格」

教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

*1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。

*2 72.5%(平成27年度)であり、国の公定価格告示で明示

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
都道府県(私学担当)による市町村への支援
地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果 (抜粋)

(1) 1号認定子どもに係る施設型給付について

①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

国の定める基準と同額	1337市区町村	77.2%
国の定める基準より高額	0市区町村	0.0%
国の定める基準より低額	0市区町村	0.0%
未設定（1号認定子どもが存在しない等のため）	394市区町村	22.8%

（注）1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。
地方単独費用部分については、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定める仕組みとなっているが、基本的に国の定める公定価格に係る基準に基づき設定いただくようお願いしている（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

②地方単独費用部分の各都道府県の補助実績

1 / 2	43都道府県	91.5%
1 / 2 未満	4都道府県	8.5%

（参考）補助実績が1 / 2 未満である理由

市区町村からの交付申請額が過少であったため（3都道府県）

市区町村が定めた施設型給付の額が、国の定める基準を超えたため（1都道府県）

(2) 一時預かり事業等について

① 一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

公立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,648園	38.1%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,554園	65.1%
		私学助成による預かり保育	640園	26.8%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	239園	4.2%
		私学助成による預かり保育	4,205園	73.4%

（注）新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

（参考）新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由（複数回答可）

一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	21都道府県	75.0%
事務負担が増大するため	8都道府県	28.6%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	8都道府県	28.6%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	5都道府県	17.9%

母数：新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している28都道府県

調査概要

- 調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,741市区町村）
 - 調査時点 平成28年4月1日
- 熊本地震の影響により回答困難な1市区町村及び東京都の離島等9市区町村を除く

平成29年度における新制度への移行状況の見込み（累積）

(対象園数 8,119 園)

1. 平成29年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	3,024 園 (前年度 + 637園)	37.2 % (前年度 + 8.0%)
2. 平成30年度以降に移行を検討・判断	3,797 園	46.8 %
平成30年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	582 園	7.2 %
状況により判断	3,215 園	39.6 %
3. 将来的にも移行する予定はない	996 園	12.3 %
4. 無回答・休園	302 園	3.7 %

(注) 上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園となった園を除く。

【参考：これまでの移行実績】

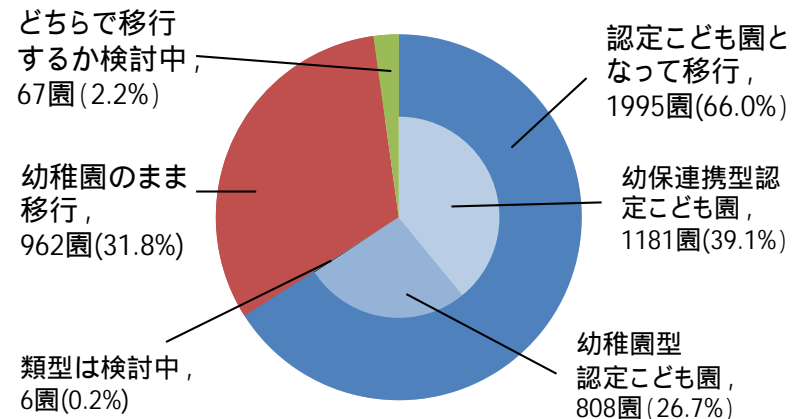
平成27年度までに新制度に移行 : 1,889園 (23.2%)

平成28年度までに新制度に移行 : 2,387園 (29.2%)

【調査概要】

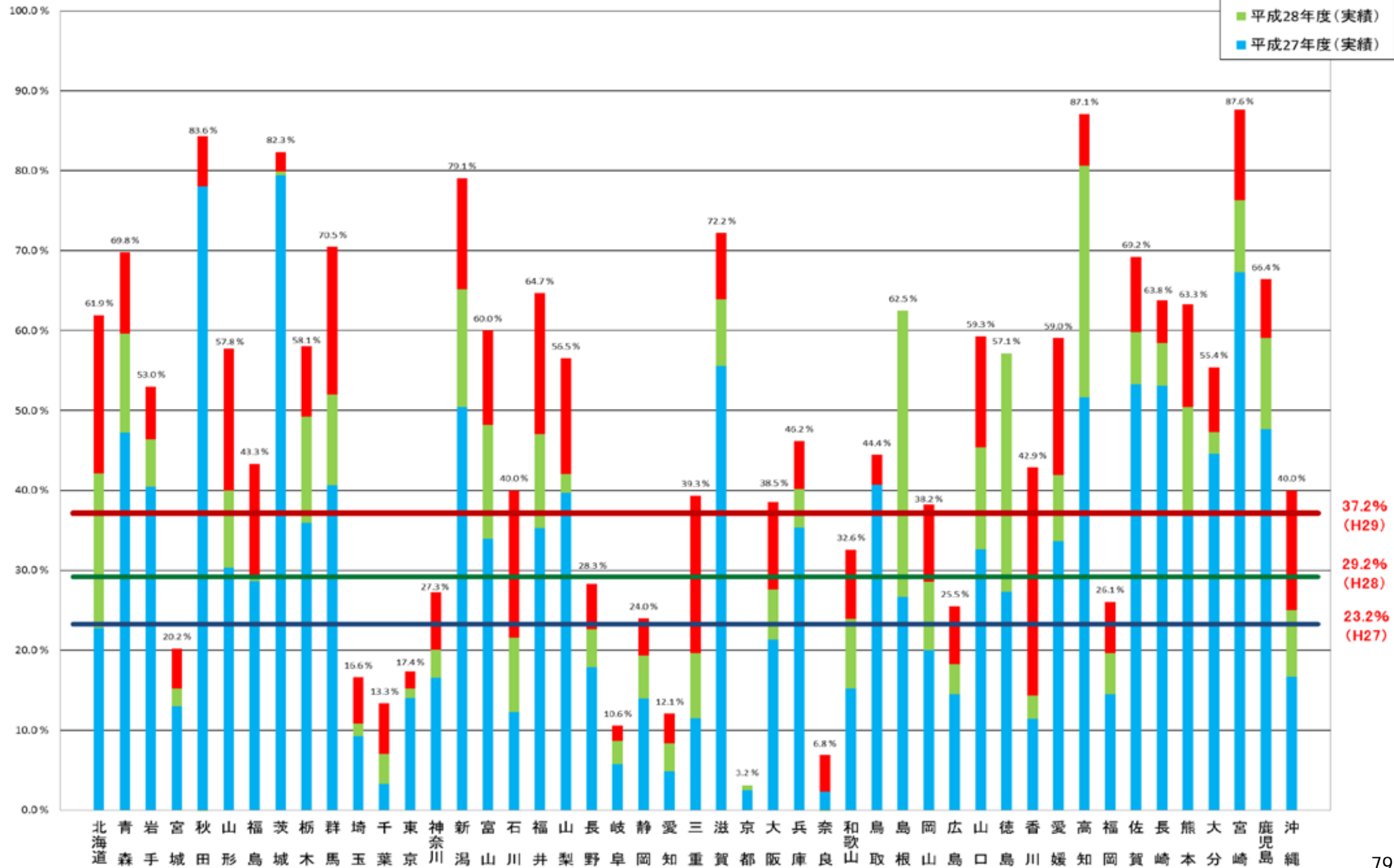
- ・ 調査対象 新制度に移行していない全ての私立幼稚園 (5,732園)
- ・ 調査時点 平成28年6月1日
- ・ 回収率 95.1% (5,452園 / 5,732園)

新制度移行園の施設類型
(平成29年度移行予定含む:3024園)



(参考) 都道府県別移行状況

■ 平成29年度(見込)
■ 平成28年度(実績)
■ 平成27年度(実績)



— 37.2% (H29)
— 29.2% (H28)
— 23.2% (H27)

利用者負担について

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

次頁以下にお示しした利用者負担は、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、新制度施行前の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。

- ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の幼稚園就園奨励費を考慮
- ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の保育所運営費による保育料設定を考慮

利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

平成28年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円 (7,550円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (7,750円)	16,300円 (7,650円)	19,500円 (9,250円)	19,300円 (9,150円)
所得割課税額 97,000円未満 (77,101円未満) ₁	27,000円 (13,500円) ₁	26,600円 (13,300円) ₁	30,000円 (15,000円) ₁	29,600円 (14,800円) ₁
所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

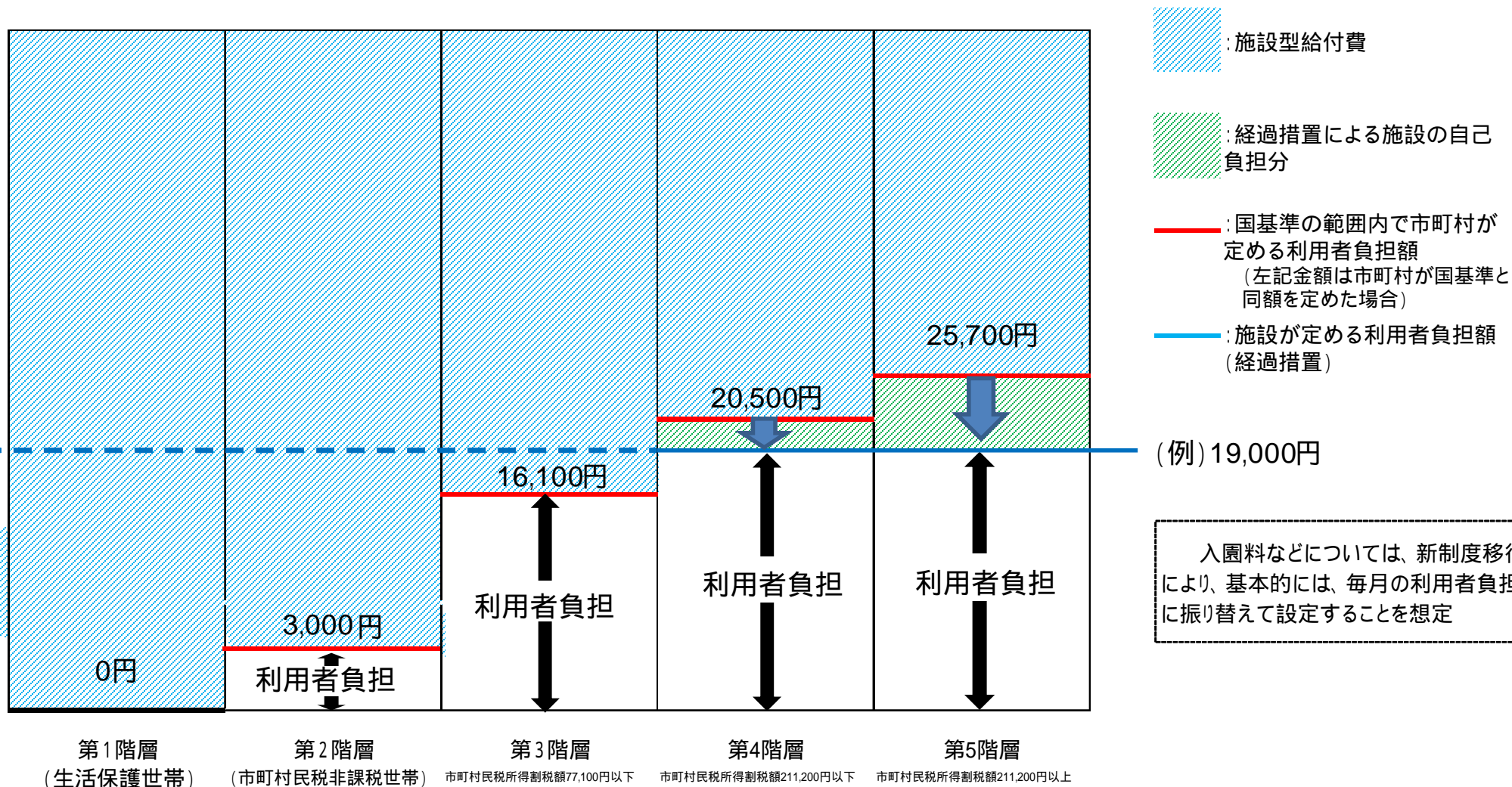
- []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 2・3号認定の階層区分「所得割課税額97,000円未満」については、所得割課税額48,601円以上77,101円未満(年収約360万円未満相当)である場合に限り、[]書きの額が適用となる。
- 2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限と撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。(P145～P146参照)
- 4 給付単価を限度とする。
- 5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

経過措置による対応（基本的なイメージ例）

新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。

5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



利用者負担に関する関係条文

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額...（中略）...の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

低額の保育料の取扱い

新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

基本負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（ ）

特定負担額

質向上の対価
(いわゆる上乗せ徴収)

実費徴収

事前手続

用途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）